

IFRS解釈指針委員会報告

IFRS解釈指針委員会委員／富士通㈱財務経理本部IFRS推進室長 ゆ あ さ か づ お
湯浅 一生

はじめに

IFRS解釈指針委員会（以下「委員会」という。）において、2013年3月までに取り上げられた論点から、今回は解釈指針案として2012年5月に公開された案件のうち、本誌で前回（2013年2月号）取り上げなかったテーマを中心に紹介したい。また、2013年1月から適用が開始された改訂IAS第19号「従業員給付」について、我が国の関係者にも影響する可能性が高い退職給付に関わる問題についても紹介する。文中意見にわたる部分は筆者の私見であることを申し添えておく。

非支配持分に係る売建プット・オプションに関するガイダンス案

この案件は、2010年5月に初めて取り上げられ、それ以来、委員会あるいはIASBの審議会において、何度も検討されてきたものである。問題は、子会社の非支配株主が保有する持分、つまり、非支配持分（Non-Controlling Interests：NCI）について、その非支配株主が親会社に売却する権利（売建プット・オプション）

以下こうしたオプションを「NCIプット」という。）を保有している場合の、親会社の連結財務諸表上での会計処理に関する議論である。

例えば、親会社が持分比率80%の子会社の株式を保有しており、非支配株主が残りの持分、20%を保有しているとする。この20%がNCIだが、このNCIプットを非支配株主が保有しているといったケースでの、親会社としての連結財務諸表における会計処理の問題である。つまり、NCIプットを当初は負債として認識した上で、事後の公正価値の変動をPLで認識すべきなのか、あるいは、資本として認識すべきか、などといった判断に実務上のばらつきがあることから議論が開始されている。この問題の本質は、IAS第32号「金融商品：表示」、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」あるいはIFRS第9号「金融商品」と、IAS第27号「連結及び個別財務諸表」あるいはIFRS第10号「連結財務諸表」に矛盾があることに起因している。

これまでの議論の経緯

IAS第32号第23項¹に従えば、NCIプットの行使価格を負債として当初認識しなければならないのだが、そ

の後の公正価値の変動は、IAS第39号、あるいはIFRS第9号に従って損益として認識するということになる。ところが、IAS第27号の考え方に基づくと、事後の公正価値の変動については資本として扱うべきではないのかということになる²。2010年9月の委員会では、これは基準間の重要な矛盾であり、解釈の問題では解決できないことから、当時検討されていた負債と資本の区分を明確化するプロジェクト「資本の特徴を持った金融商品（FICE）」で本格的に検討すべきだという結論を下した。ところが2010年10月には、審議会は収益認識などの重要プロジェクトを優先させるために、この「FICE」プロジェクトに関する検討を延期する決定をしてしまった。こうした状況を受け、再度、委員会として短期的な対応ができないかと、審議会とも連携しながら検討を続けてきたのである。

2011年3月には、NCIプットをIAS第32号の対象から除外することを、委員会として審議会に提案している。この提案は、NCIプットにIAS第32号第23項を適用せず、当初は純額ベースとした上で公正価値に

よって測定し、その変動は純損益で認識するというものであった。ところが、この委員会からの提案は、同年9月の審議会で否決されるに至る。金融商品会計に新たに例外を作るだけでなく、本質的な議論が必要な「FICE」プロジェクトの方向付けをしてしまうのではないかと懸念があったためである。一方、早期に実務上のばらつきを改善するために、限定的な対応ができないか検討するよとの依頼は、引き続き、委員会に対して出された。その後も何度か審議会とのやり取りや委員会での議論を経て、最終的には、NCIプットを当初は負債認識した上で、事後の公正価値の変動をPLで会計処理することとし、解釈指針として取りまとめることで明確化することと結論付けた。

解釈指針案の公開と市場関係者からのフィードバック

2012年5月にこのNCIプットに関する解釈指針案が公表され、コメント期間を120日間とした。当初の検討段階から非常に議論が多い案件であり、全世界から68件のコメントを受領した。特に、NCIプットの会計処理、すなわち、行使価格の変動を純損益に反映するという提案について、多くの批判的な意見が寄せられた。我が国の企業会計基準委員会(ASBJ)からも、純損益での認識は必ずしも経済実態を適切に表さない可能性があるとの懸念が示されていたように、有益な情報とはならないといった反対意見が多く出された。また、取り扱う範囲についても、NCIプットだけでなく、自社の資本に関して売り建てたすべてのデリバティブを含めて広範囲に検討することを求めるコメントも多数みられた。

こうした市場関係者からの指摘を受け、2013年1月の委員会では、解釈指針案を最終確定する前に、企業自身の資本に関して売り建てたプット・オプション及び先渡契約について、IAS第32号第23項の要求事項を再検討するよう審議会に改めて求めることとした。再検討の過程で、NCIプット(及びNCIフォワード)の会計処理についても、企業自身の資本に関して売り建てた他のデリバティブと同様の方法で行うべきか否か、包括的に検討すべきだということである。2013年3月の審議会での論点について議論され、今後、審議会でも改めてこうした方向に沿って検討が行われることになったと理解している。

賦課金に関するガイダンス案

2012年5月に公表された、もう1つの解釈指針案として、「賦課金」に関するものがある。本誌2013年2月号で主な論点とこれまでの議論の経緯を報告した。2013年1月と3月の委員会で最終的な議論を行い、若干の文言修正を行った上で、解釈指針として確定する方向で委員会としては結論付けた。今後、審議会での最終的な承認を経て、公表されることになる。

経済実態を適切に表すかという懸念について

本誌2013年2月号で紹介したのだが、関係者から示された懸念事項として、特に、中間財務報告での負債の認識について、経済実態を適切に表すものではなく、財務諸表の利用者にとって有用な情報とはならないのではないか、というものがあつた。例えば、会計年度末日の12月31日に

事業を行っていることに対して課金されるといった賦課金の場合、債務発生事象が生じたといえる12月31日に初めて債務を認識する一方、それ以前の期中財務報告の段階では、債務及びこれに対応する費用が計上されないという解釈になる。現行IFRSの解釈として正しいのではあるが、有用性に欠ける会計処理だという懸念である。

1月の委員会では、こうした懸念に対応する方法として、スタッフからIAS第34号「期中財務報告」の限定的な修正を行うことが提案された。すなわち、年次ベースでとらえた場合に債務発生事象が生じており、毎年繰り返して全額認識されるような賦課金については、例外的に複数の期中財務報告期間に配分するという提案である。だが、多くの委員は、この提案に反対した。どのような場合に例外的な対応をするのかが明確でなく、賦課金以外の債務を認識する会計処理に影響する可能性があるため、意図せざる結果を招きかねないことを問題視したためである。結果的に、市場関係者からの懸念に応えることは、委員会としてはできないという結論となった。

3月の委員会で最終的な文言をレビューするとともに、解釈指針として確定することに賛成するか否かの確認が求められた。ほとんどの委員が賛成する中、筆者は熟慮の末、反対する意思を示した。これまで委員会として長く議論してきており、解釈としては正しく、明確な指針となったと理解していることから、筋としては賛成するべきかもしれない。だが、新たな委員会の役割として、正しい解釈を策定するだけでなく、よりの確に市場関係者の要望に応える

ことが求められている状況で、本解釈指針については、少なくとも一部の関係者の期待に沿うものとはならなかったことは動かしがたい事実である。審議会での承認手続に当たって、こうした市場関係者の懸念を改めて伝える意図もあって、反対の一票を投じることとした。極めて少数の意見ではあったのだが、自らの至らなさを反省を込めてのものである。

退職後給付債務の算定に使用する割引率

IAS第19号「従業員給付」については、2011年5月に改訂基準が公表され、その適用が2013年1月以降に開始する事業年度からとなっていることから、特に影響が大きいとされる退職後給付に関する案件について、委員会で検討することが増えてきている。このうち、退職後給付債務を算定する際に使用する割引率について、昨今の金融市場の動向を反映して問題となっていることから、今回、紹介したい。

優良社債の市場利回り

退職後給付債務を算定する際に使用する割引率としては、優良社債の市場利回りを参照して決定しなければならないとされている³。一般的に知られている格付機関から、最上位2つの格付のいずれか（例えば、Standard & Poor'sのAAA又はAA）を与えられている場合には、その社債は優良社債であると実務的には考えられているようだが、問題の背景には、昨今の金融危機の影響により、AAAあるいはAAの格付を持つ社債の数が、著しく減少していることがある。これにより、以前よりも数少ない社債の取引が市場の利回りに影響を及ぼして、観察可能な市場金利

が歪められ、結果的に割引率が歪められてしまう可能性がある。数が少なくなったとしても、引き続き、AAA及びAA格の社債のみが「優良社債」に該当すると考えられるのか、AあるいはBBBといった、低い格付を持つ社債も含めるべきかということである。

2012年11月の委員会では、IFRSには優良社債がAAA又はAAのみの格付を持つ社債であるなどといった規定が定められているわけではなく、基本的には判断の問題であるとしながらも、経済環境が大きく変わっている中で極めて重要な問題であることから、退職後給付債務の測定に使用される割引率に求められる要件をより明確化できないか、対応方針を検討することとした。

2013年1月の委員会では、こうした問題を解決する方策として、スタッフは、保険契約プロジェクトでの審議会の議論を参照しながら、退職後給付債務に係る割引率を決定するためのガイダンスを開発すること、そのガイダンスは階層的なアプローチを採るべきだと提案した。すなわち、優良社債を用いて割引率を決定する際、企業はまず信用リスクが最小限の社債と非常に低い社債（つまり、AAA格の社債とAA格の社債）を使用すべきだとする。そのような優良社債の数が信頼性のある割引率を決定するのに十分でない場合には、信用リスクが最小限の社債と非常に低い社債に加えて、信用リスクがより高い社債（つまり、A格やBBB格の社債）を、追加的な信用リスクに係る市場プレミアムを除去するための調整を加えた上で使用し、割引率を決定すべきだとする。債券の範囲を拡大しても、依然として割引率を決

定するのに十分ではない場合には、国債の利回りを使用すべきという提案である。また、こうした判断に役立つための設例も提案された。

ところが、このスタッフ提案は、さまざまな問題を含んでいることから、委員の支持を全く得ることができなかった。まず、この提案が極めて技術的なもので、ガイダンスというよりむしろ規則でしかないという批判が多くあった。しかも、優良社債に厚みのある市場が存在しない国では、国債の市場利回りを使用しなければならないとするIAS第19号と整合しない。さらには、2005年の委員会（当時はIFRICと称した）で、優良社債に厚みのある市場がない場合に、合成的に策定した優良社債と同等の債券の利回りを使用してはならないと結論付けているのだが、この判断とも矛盾することになるとの指摘もあった。

欧州を中心とした金融危機の影響を受けて提起されたこの問題だが、市場関係者の声を踏まえて緊急的な対応を検討したものの、一筋縄ではいかないことが判明した。改めて、「優良社債の利回りを使用する」ことの意味は何か、原則に立ち返って検討するべきではないかということである。委員会としては、まず、IAS第19号に定める割引率の決定に当たっての考え方、特に、割引率決定の基礎となる原則について審議会に確認することとした。これは、IAS第19号第84項に示されており、「貨幣の時間価値を反映するが、数理計算上又は投資上のリスクは反映しない」ということである。この原則を確認した上で、今後、その明確化を図るべく、ガイダンスを検討していくことになると思われる。

〈注〉

- 1 IAS第32号第23項「第16A項及び第16B項又は第16C項及び第16D項に示されている状況を例外として、企業が自らの資本性金融商品を現金又はその他の金融資産で購入する義務を含んだ契約は、その償還金額（例えば、先渡購入価格、オプション行使価格、あるいはその他の償還金額の現在価値）について金融負債を生じさせる。これは、契約それ自体が資本性金融商品である場合でも当てはまる。一例は、自らの資本性金融商品を現金で買い取る先渡契約に基づく企業の義務である。IFRS第9号に従って金融負債が当初認識される場合、その公正価値（償還金額の現在価値）は、資本から振り替えられる。その後は、その金融負債はIFRS第9号に従って測定される。当該契約が、引渡しをすることなしに消滅する場合には、当該金融負債の帳簿価額は資本に振り替えられる。企業が自らの資本性金融商品を購入する契約上の義務は、購入の義務が相手方による償還権の行使を条件としている場合（例えば、企業自身の資本性金融商品を固定価格で企業に売却する権利を相手方と与える売建プット・オプション）であっても、償還金額について金融負債を生じさせる。」
- 2 IAS第27号第30項「子会社に対する親会社の所有持分の変動で支配の喪失にならないものは、資本取引（すなわち、所有者としての立場での所有者との取引）として会計処理する。」
- 3 IAS第19号第83項「退職後給付債務（積立てをするものとししないもの双方とも）の割引に使用す

る率は、報告期間の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しなければならない。そのような債券について厚みのある市場が存在しない国では、国債の（報告期間の末日における）市場利回りを使用しなければならない。社債又は国債の通貨及び期日は、退職後給付債務の通貨及び見積期日と整合しなければならない。」

IAS第19号第84項「重要な影響がある数理計算上の仮定の1つは、割引率である。割引率は貨幣の時間価値を反映するが、数理計算上又は投資上のリスクは反映しない。さらに、割引率は、企業に対する債権者が負担している企業固有の信用リスクは反映せず、また、将来の実績が数理計算上の仮定と異なる可能性についてのリスクも反映しない。」